

今回は
「9月16日」について

9/16の記念日 今年の敬老の日は9月16日ですね!9月16日には他に何があるのでしょうか。

『牛とろの日』...9と16で「ぎゅう(9)とろ(16)」と読む語呂合わせから制定
 『保湿クリームの日』...9と16で「9(ク)リー(1)6(ム)」と読む語呂合わせから制定
 『海老の日』...長いひげを持ち、腰の曲がった姿が凛とした老人の相に似ていることから長寿の象徴とされる海老。目玉が出ていて「お目出たい」といわれる縁起の

良い海老。その海老を「敬老の日」に食べて、日本を支えてこられた高齢者の方々に感謝と敬意を表し、末永い健康と長寿をお祝いする日と制定
 『軽量の日』...ギリシャ神話に登場するかわいい妖精「ナイアド」を記念日のシンボルとしたことから。「ナイアド」は以前は第九惑星であった海王星の第三衛星の名前であるため、9月と第3月曜日を組み合わせられたもの

by.おいしい

SCB NEWS LETTER

少しずつ秋の気配を感じます! 虫の音に癒されるう〜
 合併号
第155号
 2024年8・9月
 発行

〜キキョウ〜

暦の上では「秋」のはずですが、まだまだ暑い毎日が続いていますね。体調をしっかりと整えて、「涼しい秋」が訪れることを心待ちにしたいと思います。それでは今月もニュースレターをお楽しみください。



定額減税:月次減税の方法等

Q (月次減税の方法等) 7-1 各種手当や報奨金・一時金に係る月次減税
 令和6年6月以降の毎月の給与のほか、賞与も月次減税の対象となりますか。また、給与の支払者が支給する各種手当や定期的な賞与以外の報奨金・一時金(賞与課税されるもの)についても、月次減税の対象となりますか。

A 月次減税の対象となる令和6年分の給与等については、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(所得税法第28条に規定するもの)とされており、その名称にかかわらず、各種手当や現物給与、賞与課税される一時金等についても給与所得に該当するものは対象となります。

すべて月次減税の対象となります。

物物給与

一時金等

各種手当

by.カイ



8月
 今月のお花
 『アレンジ』

花材

- ダリア
- ガーベラ
- レースフラワー
- シモツケ
- タチカズラ
- アジサイ



マイブームのダリアを使った花束です。主役感のある凛とした雰囲気と繊細さが良い!それぞれ異なる魅力を持ったお花達に日々出会えるのが嬉しい!次はどんな魅力に気づけるか楽しみ~

JOURNEY 移動花屋

ご自宅のディスプレイ・お祝い・プレゼントなどお花は如何でしょうか。オーダー詳細等はインスタグラムをご覧ください。



@YUICHI_MIYAZAKI_ZON

FAGIANO

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
33	9.29 日	14:00	vs 長崎	シティライトスタジアム
34	10.5 土	14:00	vs 甲府	JITリサイクルインクスタジアム
35	10.20 日	14:00	vs いわき	シティライトスタジアム
36	10.27 日	14:00	vs 横浜	ニッパツ三ツ沢球技場

いよいよ終盤戦です!上位陣との直接対決もあります!負けれない試合が続きますね。なんとしてもJ1昇格目指して、さあココロヒトツニ!
「ファジアーノ!」 by.えびき

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
 税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン
 SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 人事評価コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
 TEL <事務所> 086-274-8188 <会社> 086-274-6177
 FAX 086-274-8187
 HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

未来会計活用法

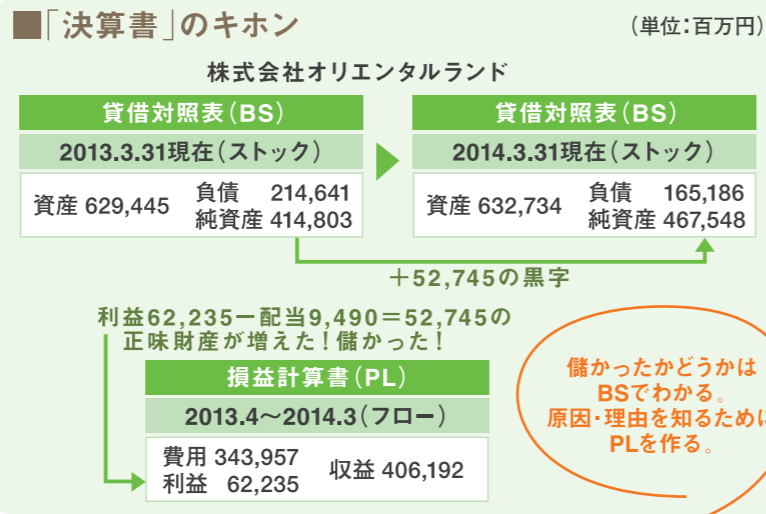
未来デザインPL5 「制度会計のPL」をつくる意味



第31回
by. 未来会計
マスター協会

これから株式会社オリエンタルランドの決算書で、未来デザイン決算書の具体的な作り方を見ていきます。

オリエンタルランドの場合、正味財産を増やした取引(収益)が4,062億円から正味財産を減らした取引(費用)の額3,440億円を差し引くと、差額は622億円です。この利益の金額が「純資産」の増加の要因です。
しかし「BS」に記載された「純資産」の増加の額は527億円だったため、これでは95億円の開きがあります。では、この95億円はどこに消えたのでしょうか? 答えは「配当」です。



次回も制度会計のPLの続きを説明します。

by.未来会計マスターKAI

出張旅費等特例と適用税率

by.ふぐ

ひどく暑い日が続く毎日ですね。さて、今回は、出張旅費等特例と適用税率についてお伝えをしたいと思います。会社が従業員に支給する出張旅費等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です(出張旅費等特例)インボイス制度において、従業員等はインボイス発行事業者ではないため、会社は出張費等の従業員への支払いについてインボイスの交付を受けられません。ただ、同特例の適用により、従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払い対価の額に該当するものとして、一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。出張旅費等特例については、出張旅費等の支給方法が概算払いによるものか、実費精算によるものにかかわらず、通常必要であると認められる部分であれば、同特例の

適用対象とされます。ところで、従業員等の出張の際に旅費規程に基づき日当を支給する場合(標準税率10%)においてその日当を飲食料品の購入(軽減税率8%)に充てたときに適用税率の調整が必要か迷う時があります。例えば、従業員等の出張等に際し、会社がその出張等に必要の支出に充てるための日当を支給したとします。仮に、従業員等が軽減税率の適用対象となる飲食料品の購入に充てるためとしても、会社は、飲食料品の譲渡の対価として支出するものでないため、軽減税率の適用対象となりません。一方、会社が従業員等から受領した領収等を基礎に精算するもの(実費精算)については、その支払いの事実に基づき適用税率を判定することとなります。なお、実費精算分について、出張旅費等特例の対象となる限り、精算の基礎として従業員から受領する領収書等は、必ずしもインボイスである必要はありません。



今月の1冊

32

世界のエリートはなぜ「美意識」を鍛えるのか? 経営における「アート」と「サイエンス」

山口周著 光文社新書 2017年7月

世界のビジネス界で起きている大きな地殻変動の現状を解説し、論理思考に代わる新たな武器——「美意識」の鍛え方を説いた山口周さんのベストセラーです。「経営の美意識」とは何か?ということがとても分かりやすい表現で解説されており、最後はどう「美意識」を鍛えるか?という本質に迫っています。私が一番印象に残った一節をご紹介します。「ビジネスパーソンであれば自分が関わるプロジェクトを、

アーティストとしての自分の作品だと考えてみる。あるいは経営者であれば、自分の会社を、アーティストとしての自分の作品だと考えてみる。そのような態度で仕事に接するとき、私たちは全員が社会彫刻に集会的に参加するアーティストということになり、であればアーティストとして相応しいだけの美意識を身につける必要があるということになります。」
by.スクエア

私と社福

社福経営サポートクラブからのお知らせ

No.113

少し時間がたってしまいましたが、現況報告書の入力についてお話しします。現況報告書の入力項目の中で意外と間違いやすい項目が「13. 透明性の確保に向けた取組状況(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況」です。このうち①②はその後の「計算書類、財産目録」を確定させると自動的に入力されるのですが、【③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額】は自身で入力

を行います。ここで間違いやすいのが、この③の数字は決算書類をいくら探してもどこにも表示されておられません。こちらは補助簿である固定資産管理台帳の【減価償却累計額うち国庫補助金等の額】の数字を転記するのが正解です。たまにですが「当期の国庫補助金等特別積立金取崩累計額」を入力されていることがございますので、今一度確認してみてください!

by.カノン

YSS通信

今回のテーマ

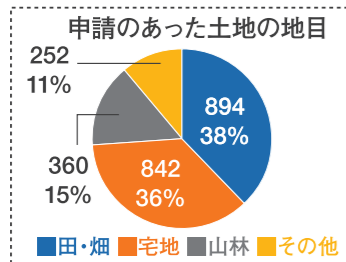
相続土地国庫帰属制度について ~利用状況(令和6年6月30日現在)~

by.遺言相続サポートセンター いちご

実際の利用状況(令和6年6月30日現在)は以下のとおりです。申請件数に対し、実際に帰属された土地は24%に留まっています。現在の厳格な要件については、5年経過後に見直しを検討されていますが、より使いやすい制度になってほしいものです。

1. 申請件数

(1)総数:2,348件(2)地目別/田・畑:894件/宅地:842件/山林:360件/その他:252件



2. 帰属件数

(1)総数564件(2)種目別/宅地:237件/農用地:163件/森林:19件/その他:145件

3. 却下・不承認件数

※1つの事件で複数の却下の理由又は不承認の理由が認められる場合があります。

(1) 却下件数:10件

(却下の理由)・現に通路の用に供されている土地(施行令第2条第1号)に該当した 他

(2) 不承認件数:17件

(不承認の理由)・土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地(法第5条第1項第2号)に該当した 他

4. 取下げ件数

293件

(※取下げの原因の例)

- ・自治体や国の機関による土地の有効活用が決定した
- ・隣接地所有者から土地の引き受けの申出があった
- ・農業委員会の調整等により農地として活用される見込みとなった
- ・審査の途中で却下、不承認相当であることが判明した

※法務省HP「相続土地国庫帰属制度の統計」より

